

和解の成立について

熊本地方裁判所平成22年（ワ）第499号土地所有権確認請求事件の判決を受け市が提起した土地所有権確認請求控訴事件について、福岡高等裁判所の和解勧告に従い、次のように和解を成立させる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 相手方

熊本市南区浜口町字荒田1145番の土地所有者

2 事件名

平成24年（ネ）第1114号 土地所有権確認請求控訴事件

3 原判決の内容

相手方が、相手方の所有に係る上記の土地の西側と南側で市の所有地である道路（法定外公共物）と隣接する部分の一部の所有権を有することを確認する。

4 主な請求内容

市は、原判決中市敗訴部分を取り消し、相手方の請求を棄却し、訴訟費用は第1審、第2審とも相手方の負担とする旨の判決を求める。

5 和解条項

- (1) 市と相手方は、別紙実測図表示のB-1、B-2、B-3、B-4、B-5及びB-6の各点を順次直線で結んだ線の東側は相手側が所有する熊本市南区浜口町字荒田1145番の土地（田、1,636平方メートル。以下「本件土地」という。）の一部であり、同線の西側は市が所有する道路（法定外公共物）の一部であることを相互に確認する。
- (2) 市と相手方は、別紙実測図表示のB-6、B-7及びB-8の各点を順次直線で結んだ線の北側は相手方が所有する本件土地の一部であり、同線の南側は市が所有する道路（法定外公共物）の一部であることを相互に確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

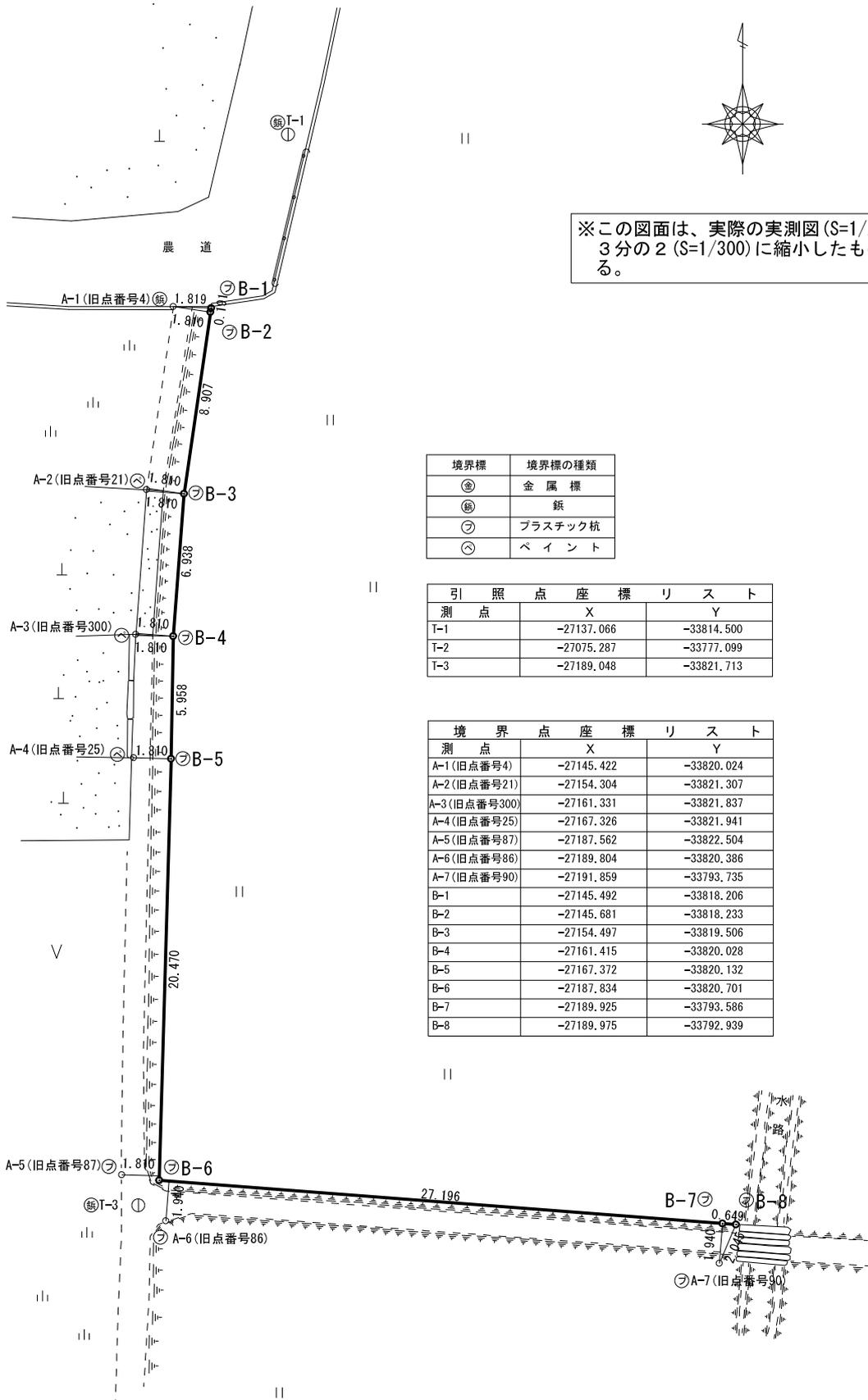
(4) 訴訟費用は、第1審及び第2審を通じて、各自の負担とする。

(提出理由)

熊本地方裁判所平成22年(ワ)第499号土地所有権確認請求事件の判決を受け市が提起した土地所有権確認請求控訴事件について、福岡高等裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

実測図



※この図面は、実際の実測図(S=1/200)を3分の2(S=1/300)に縮小したものである。

境界標	境界標の種類
⊙	金属標
⊗	鉄
⊚	プラスチック杭
⊖	ペイント

引照点座標リスト		
測点	X	Y
T-1	-27137.066	-33814.500
T-2	-27075.287	-33777.099
T-3	-27189.048	-33821.713

境界点座標リスト		
測点	X	Y
A-1(旧点番号4)	-27145.422	-33820.024
A-2(旧点番号21)	-27154.304	-33821.307
A-3(旧点番号300)	-27161.331	-33821.837
A-4(旧点番号25)	-27167.326	-33821.941
A-5(旧点番号87)	-27187.562	-33822.504
A-6(旧点番号86)	-27189.804	-33820.386
A-7(旧点番号90)	-27191.859	-33793.735
B-1	-27145.492	-33818.206
B-2	-27145.681	-33818.233
B-3	-27154.497	-33819.506
B-4	-27161.415	-33820.028
B-5	-27167.372	-33820.132
B-6	-27187.834	-33820.701
B-7	-27189.925	-33793.586
B-8	-27189.975	-33792.939